

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2012. 3.10発行(通巻第421号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●東日本大震災の労災保険給付対応から 労災保険制度全般の見直しへ	2
●はつりじん肺損害賠償訴訟 証人調べ目前に力尽きた原告一提訴から2年一	6
●連載 それぞれのアスベスト禍 その21 古川和子	10
●韓国からのニュース	13
●前線から(ニュース) 過重労働・パワハラによる心筋梗塞の責任を取り 大阪	17

東日本大震災の労災保険給付対応から 労災保険制度全般の見直しへ

すばやかった労災保険をめぐる 政府の震災対応

東日本大震災による被害に労災保険の運用をどのようにするか、厚生労働省の今回の対応は早かった。「東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について」と題する補償課長通知（基労補発0311第9号）は、地震と津波被害が発生した当日のうちに発出され、まず懸念された業務上外判断についての考え方方が次のとおり示された。

「今回の地震による業務上外の考え方については、平成7年1月30日付け『兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について』に基づき、業務上外及び通勤上外の判断を行って差し支えない。

したがって、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること。」

労災保険法の解説本をみると、天災地変による災害の業務上外については、昭和49年10月25日付けの通達「伊豆半島沖地震に際して発生した災害の業務上外について」

が出ていて、読めば読むほど大災害なら労災保険の適用がないと読み取れてしまうのだが、今回すみやかに示された行政解釈は、まず「業務起因性がないとの予断」を持つなと言っている。そして、業務中、または通勤途上でありさえすれば現実にすべての負傷、死亡を給付対象とした阪神淡路大震災の際の行政解釈でよいとする。

明快な震災被害の業務上認定 「通常」は私的を除外するだけ

伊豆半島沖地震の際の通達はいまも有効だが、個別の判断を具体的にすれば、阪神淡路大震災以来、現実にはほとんどが支給処分になるというのが厚生労働省の見解らしいが、今回の運用は、さらにその方向を明確にしている。

その後に通達や厚生労働省のHPでも公表されているQ&Aで、より明確なものとなり、チラシによる周知も行なわれる。

Q&Aが明快な記述であったのは、次のような問答をみてもよく分かる。

Q 1 - 1 仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか？

(A) 仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた(死亡された)場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。これは、地震によって建物が倒壊したり、津波にのみ込まれるという危険な環境下で仕事をしていたと認められるからです。「通常」としていますのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

業務起因性の有無は「業務に通常伴う危険が具体化」したかどうかで判断するという解釈については、いつも「通常」をどう考えるかが争点になってきた。個別の労災事案で「通常」の話ではないと不支給処分を受けた例はいくらでもあるが、今回の解釈では、「仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くため」と簡単にその障害を取り除い

てしまう。

いまも行政解釈としての意味は変わらないという昭和49年の伊豆半島沖地震の際の通達では、

「たとえ業務遂行中に発生したものであっても、一般的に業務起因性は認められない。」と原則を示し、さらにその後の具体的記述でも

「その天災地変が非常な強度を有していたためかかる要因の有無に関係なく、一般に災害を被ったという場合(たとえば関東大震災等による災害)には業務起因性が認められない。」

とまで、ほとんど言明しているのだが、いまやそのような解釈は軽くとばしてしまうのである。

誤解が生じようもない解説はよいのだが、それならば昭和49年の通達はもとより、これまで個々の労災被災者を苦しめてきた

厚生労働省
ひと・くらし・みらいのために

労災保険制度のご案内

1 労災保険の「請求」について

2 行方不明の場合の特例の創設について

3 労災保険の「認定」について

4 労災保険Q&A

5 被災された労災保険年金・特別遺族年金支給者の皆さまへ

「通常伴う危険」をめぐる行政解釈を大きく改める必要が出てくるといえるのではないだろうか。

親切丁寧な通勤災害の解説 逸脱と中断は「気をつけて」

また、Q&Aで通勤災害についての解説も、誤解を取り除くという努力以外に、これまでにない被災者への配慮とみられる記述がある。たとえば次の問答がある。

Q 2-4 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際に怪我をした場合、通勤災害になりますか。

(A) 会社に早く行かなければいけない事情がある場合には、その事情の範囲内で早めに出勤しても通勤として認められます。なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

始業、終業から2時間以上離れた時間帯での通勤について、一般には就業との関連性が失われるとする判断があることについて、一概にはそういえないことを解説するものだが、同時に答えのなかで「逸脱や中断をした場合」についても触れ、「気をつけてください。」とまで注意をうながす。

いずれにしろ、今回の労災保険制度の運用は、これまでの次元とは違い、できうる限

りの拡大運用が行なわれていると見ていいだろう。

給付基礎日額をめぐる対策も

厚生労働省によると、労災保険給付関係の対応は、こうしたものも含めて次のような措置がとられている。

- 1 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする等の弾力的な取扱を実施。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
- 2 労災保険給付の請求に関して、労災認定のための資料を喪失した際に代替資料でも可能とする等の取扱を定めるとともに、全国どの労働局又は労働基準監督署でも請求の受付を可能とする等の柔軟な取組を実施。
- 3 遺族補償給付等の支給事由の特例
 - ・震災によって行方不明となった者について、遺族補償給付など死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するための法的措置を講じた。
- ※ 震災による行方不明者について、3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給。
- 4 震災の発生日に被災地域に住所を有する者の年金給付に関する定期報告書の提出期限を延長(6/30→8/31)
- 5 震災の影響で労働者の賃金が低下した後に疾病の発生が確定した場合の給付基礎日額の特例措置を実施。

- 6 震災に伴い保険給付を行った場合であっても、個々の事業場の労災保険率等の算定に反映させない特例措置を実施(平成23年8月11日施行)。
- 7 避難所での周知、新聞・テレビ・ラジオを活用した周知広報を実施。現在、事業場を通じた請求勧奨、市町村等との連携による周知、仮設住宅への周知等により、更なる請求促進の取組を実施中。

対応の中で注目されるものに、5の給付基礎日額の特例措置の実施がある。3月1日に支給事由がある事案に対する対処だけではなく、将来の発症を見こした対策も講じている。

震災事案ではないじん肺やアスベスト疾患等で同様の問題が生じるケースもあり、こうした措置は他の一般事例にも適用できるような措置が必要と考えられる。

震災対応から 労災保険制度改善へ

さて、こうした対応の効果もあり、東日本大震災における労災保険の請求と支給決定

件数は、次のとおり大きなものとなっている。

■労災保険に関する請求件数及び支給決定件数(2011年12月1日現在)

全国請求件数:3,386件(うち遺族補償給付:1,981件)、支給決定件数:3,252件(うち遺族補償給付:1,884件)

岩手局請求件数:641件(うち遺族補償給付:564件)、支給決定件数:617件(うち遺族補償給付:542件)

宮城局請求件数:1,510件(うち遺族補償給付:1,231件)、支給決定件数:1,432件(うち遺族補償給付:1,169件)

福島局請求件数:246件(うち遺族補償給付:153件)、支給決定件数:230件(うち遺族補償給付:141件)

東日本大震災による被災についての労災保険給付については、今後問題が生ずることも懸念され、その際には更なる制度改革が必要な場面も出てくるものと考えられる。また、従来の労災保険制度全体について、今回の運用を契機に充分に見直す作業も必要となろう。



図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター〔編〕
1260円(税込み) 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない!
…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。

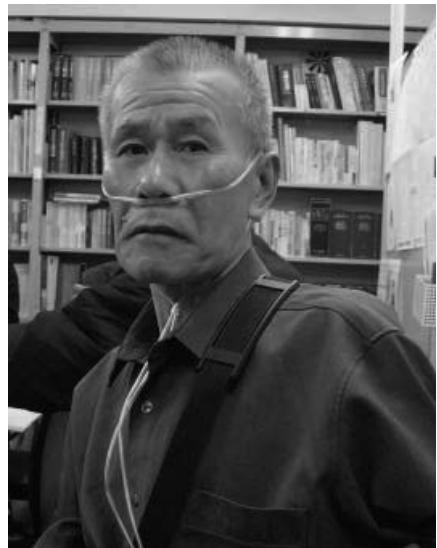
はつりじん肺損害賠償訴訟 証人調べ目前に力つきた原告 － 提訴から2年 －

村上武徳さん永眠

原告の村上武徳さんが亡くなつた。本年1月18日に肺炎の疑いで入院してから1か月、痛めた肺が順調に回復することはなかつた。

入院当初はすぐに元気になって戻つてくると思っていた。「点滴を受ければすぐに調子が良くなるって」と他の原告から体験談を聞いては安心していた。村上さん自身も見舞いに来た私に「とんだ喜寿の祝いだな」と苦笑いを見せてくれた。村上さんの誕生日は入院前日の17日だったのである。また、入院翌日の19日には陳述書に署名をしながら「まあ、こんな字を書いているようじゃ、裁判の結果を見ることは無理やろう」などと言う余裕も見せてくれた。テレビが観たいというので、病院のテレビカードを買つたら、ご家族もそれぞれが買っていてカードだらけになつていた。なんだかんだと言ひながら最悪の事態を迎えるような悪い予感など何もなかつたし、きっと良くなると信じて本人も治療に臨んでいたはずである。

しかし、少しずつ状況が悪化していることは、ベッドの周りの医療機器が大仰に



なつていることや食事が少しも取れなくなつてしまつたことから誰が見ても明らかだつた。そのような中でも、訴訟で村上さんを担当している浦先生や位田先生が見舞いに来ると申し訳なさそうに何か懸命に言おうとしていた。呼吸自体が困難なわけであるから会話など無理な話である。裁判のことを気にしていたので、みんなで「治してからでええから！」と励ましてきたが、今となつては励ましというよりも良くなるようにと最期まで村上さんに無理を強いてしまつたような気がする。

私が知つてゐる範囲では、村上さんは頼りになつて芯の強い人だつた。NHKの取材にも堂々と応じていたし、小さな体に酸

素ボンベを背負って歩いている姿は憐憫を誘うものではなく、漲る闘志が表情から感じ取れた。福本さんが「これ以上何も思い出されへん」と言っている横で「福ちゃんよ、〇〇の現場に来てただろ。一緒にラジオ体操したやないか」と指摘してくれる村上さんは、1986年以降の作業について詳細につけてきたはつり記録を大切に保管し、他の原告からも一目置かれる存在であった。それは手持ち資料に自信がある徳田さんを「ええっ！？そんなにノート残してんの！？こんだけ資料あんの、わしくらいやと思ってたのに…」と悔しがらせるくらいだった。

多くを語る性格ではなかったし、プライベートなことはお互いあまり話をした覚えはない。それでも、見舞いに来た私に気を遣ってくれたのか、それとも誰かと間違ったのか、最後のメッセージは「早く子供をつくれ」というものだった。これについては自信がない。しかし、どれだけ時間がかかっても裁判の勝利報告は絶対にしたい。

本人尋問始まる

2月9日に予定されていた村上さんの本人尋問が中止となり、2月23日の徳田さんに対する尋問がこの裁判で最初の本人尋問となつた。

証拠保全の手続きを経ての本人尋問であるため、非公開である。1時10分の開始に合わせて裁判所に行ったものの、傍聴できないのであれば弁論が始まると3時までまだ時間がある。ところが尋問開始直後に位田先生から電話が入つた。曰く、被告関係

者が傍聴席に詰めているらしい。大法廷に行くとなるほど大勢入っている。傍聴席の中央から右翼にかけて完全に埋まっていると言つてもよい。左側だけぽつかり空いていて誰も座っていないのがかえって不自然なくらいである。

なぜこのような事態になったかというと、被告側から傍聴の申し入れが裁判所に採用されたからだという。それであれば原告側にもその由を伝えて然るべきであり、裁判所と被告が結託して原告に嫌がらせをしているような気分になった。

何よりも気になるのは尋問を受ける徳田さんへの影響である。非公開のため傍聴席には誰もいません、と事前に伝えているのに、入廷したところいつも以上に人が多く、加えてそれが全員被告関係者というのだから、心穏やかで済むはずがない。

しかし、徳田さんは動じることもなく、淡々と質問に答え続けてくれた。もともと体調不良で尋問を早めてもらっていることから分かるように、徳田さんの症状は非常に重い。たいへん疲れやすく、病院に行った日の翌日はだいたい寝込んでいる。その上予想と違つて不利な方向にことが運ばれているのだから、動搖せずにいられようか。それにもかかわらず、「私に任せておきなさい」という言葉通り、4時間という長丁場をしのいだのである。もっとも最後はだいぶ疲れてしまつていて、質問についていけなかつたかもしれない。最後に清水建設の代理人が叩きつけるように資料の束を閉じたときも、徳田さんは尋問が終わつたことに気が付いていなかつたようである。

肝心の内容だが、担当の中島先生によると、反対尋問も予想通りの内容であり、それらに対する回答も予想通り、ということだった。提訴は2年も前のことであり、その後は体力も気力も少しずつ失ってきているにもかかわらず、徳田さんの発言はまったくブレがない。八幡屋プールの現場に一緒に入場したインド人のクマルさんにまつわる話などを、本人はいつもの調子で話していた。

閉廷後、本人から感想を聞いてみると、疲れたなどと弱音は吐かず、そのかわり「いやもう、千九百何年とか言われると何もわからん。」と困った顔を見せていました。ところが帰り道、突然車椅子が止まり、「なあ、わしの担当の先生の名前、なんやったっけ?」と真剣な顔で聞いてきた。やはり疲れは隠せないのだろう。このような状況から鑑みるに、とにかく早い解決が望まれるということは明らかである。徳田さんが主尋問の最後で、「志半ばで、仲間が一人、村上武徳さんが、亡くなりました。私たちはみな高齢で、いつまた誰かが倒れるかわかりません。じん肺の被害者を目の前にして加害者が素知らぬ顔をしているのは正義に反します。どうか早い救済をお願いします」と言ってくれたが、この言葉以上に現状を的確に描写するものはない。次の本人尋問ができるだけ早く。各原告も、徳田さんが耐えきった4時間、あるいはそれ以上の尋問にも臨む覚悟を決めている。

第12回弁論期日報告

徳田さんが大林組から反対尋問を受けている途中、少しづつ原告を支援する傍聴人が入ってきてくれた。ついさっきまでひとりぼっちだった原告側の傍聴席が埋まっていき、いつも以上に傍聴支援に駆けつてくれる方々ありがたく感じた。

弁論が始まる3時近くになっても、反対尋問の一番手に立った大林組の代理人がひたすら尋問を続けているのを見ていて「もしかして被告は代表一人が尋問しているのではないか」と早合点したが、弁論のあとに尋問の続きをするという。どうやら大林組の代理人は本気で2時間かけて尋問をするつもりらしい。この調子で徳田さんが現場として提示している5社が尋問を続けたため、結果として夕方5時まで尋問を継続することになってしまった。

弁論自体も原告15人中伊良皆さんと浜川さんを除く13人が準備書面を提出し、各作業現場について詳細な主張を展開している。それらをひとつひとつ裁判官が確認していくので、それだけでも時間がとられる。さらに追加の調査嘱託を出しているので、それに対する評価や採用の是非、被告に対して意見書の提出を求めるための時間も要した。特に同じ現場について二度目の調査嘱託をする場合、一番あやふやな情報である作業時期を修正した上で申し立てをしているため、被告にしてみればその変更自体が気に入らない。原告が「記憶違いであることが分かったので修正した」と理由書に記載しているにもかかわらず、「記憶の誤りだけでは主張として不十分」と再び大林組から意見書が提出された。

しかし、ほかに何を理由とすればよいのだろうか。大林組が進行を阻害することは今に始まったことではないが、この間に原告は仲間を一人亡くした。被告としては作戦通りというところだろうが、他の原告からしてみればこれほど悔しいことはない。この日、徳田さんを尋問する大林組代理人の人を小バカにした態度を見ていて各原告も腹に据えかねる状態だった。一人か二人、立ち上がって抗議しても不思議ではない。

最後に浦先生が、昨年9月に証拠保全を申し立てたにもかかわらず、迅速に対応されなかつたためについて村上さんが亡く

なってしまったと苦言を呈し、村上さんの無念を裁判所に伝えてくれた。多少は溜飲がさがったものの、もともと12月に予定されていたものを、被告の都合で伸びてしまい、一番寒くて各原告が堪える時期に開催されることになってしまったのである。最終的にはそれすら叶わず、取り返しがつかないことには違ひなく、思い出すたびに悔しさが尽きない。

次回は5月10日の15時開廷となっている。今も体調を崩している方々も、早くよくなつて出廷してもらいたい。

沖縄はつりじん肺相談再開

大阪市北区の天六界隈には多くのはつり会社があり、今も現役で稼働している。夕方になると仕事帰りでほこりまみれの職人が火を熾し、先が鈍ったノミに焼を入れる風景がそこかしこで見られる。この作業を終えて翌日の準備をしたのちに、職人たちは風呂を浴び、一杯のビールを飲むことでその日の疲れとほこりを流し落とすのである。

はつり会社の名前の多くは沖縄に多い苗字を冠しているものが多く、当業界に沖縄出身者が多いことを意味している。親類縁者を頼る者あり、友人に誘われる者あり、そしてすぐ近くに仲間がいることやそれぞれの姻戚関係が拡大されていくという環境が彼らの大坂定住を促している。

その一方、地元に戻られる方も多く、さらに地元ではつり業を続けている方もいる。その結果、沖縄でじん肺を発症し、治療を受

けることもなく放置されている方も出てきているため、安全センターでは2002年から継続して沖縄を訪問し、被災者の掘り起し、レントゲン写真の読影ができる医師の探索、行政との交渉などを続けてきた。本誌2003年10月号でも報告されているとおり、この年に行われた那覇・粟国職業病相談会においては21名の元および現役のはつり工から聞き取りをするにおよび、さらにその7割にじん肺所見がみられることが判明した。

当時40代だった末吉氏も被災者の掘り起しに協力し、また、相談会から10年たった今でも沖縄からの相談に対応し、安全センターとともに支援活動に取り組んでいる。同様にじん肺患者同盟の事務局長を務める岡山氏も日頃の情報収集と広報活動に余念がなく、今回の訪問も、彼らの地道な相談活

(12ページに続く)

連載 それぞれのアスベスト禍 その21

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

二人の命を引き継いで

2月4日、またも尊い命が消えた。阪南市に住む岡田陽子さんの母親岡田春美さんが、入院先の病院で静かに息を引き取ったのだ。76歳の誕生日を迎えた2日後だった。

6年以上前になるが、クボタショック直後に私はある悲痛な電話を受けた。「ピラー工業という会社の下請けをしています。自宅の横に工場が有り、この家に嫁に来てからずっと身内で石綿糸を加工しています。白石綿だけでなく、青・茶石綿もありました。工場には産まれたばかりの娘を連れてきて、ベビーベッドの横で仕事をしていました。クボタの記事を読み、子供に対して取り返しのつかない事をしてしまった、と悔やまれてなりません。主人も最近は変な咳をしています」と号泣する母親の声が受話器の向こうから聞こえてきた。私は言葉を失ってしまい、「検診を」を繰り返すしか術が解らなかった。この方からの連絡はその後全く途絶えてしまい、教えて貰つ

た電話番号に電話しても通じなくなった。

この衝撃的な話は、私の耳から離れなかつた。そして程なく、同じ様な話を聞いたのが岡田陽子さん母娘だった。陽子さんが幼い頃から両親はそろって石綿紡織工場で働き、工場敷地内の社宅に住んでいた。陽子さんは石綿製品を入れるかごの中であやされ、育つた。誰も石綿の危険性など知らされていなかつた。工場の社長は「体に悪くないんやで。子どもの天花粉（てんかふん）（ベビーパウダー）にも使われているんや」と言って、自分も石綿をなめて見せたという。しかし、父は1995年に肺がんで亡くなつた。母の春美さんも1987年には「管理区分Ⅱ」相



春美さんの遺影を持つ岡田陽子さん

当の石綿肺で苦しみ続けた。かつて春美さんは当時を振り返り「石綿が悪いって知っていたら、陽子を工場に連れて行かんかった」と涙ぐんでいた。怒りを身体中に表わして涙する晴美さんの姿は、ピラー工業の下請け工場をしているという相談者の無念の涙と重なった。

陽子さんと出会った当時はまだ看護師の仕事をしていた。本当に病気なのだろうかと見間違う程に明るい人だった。そして陽子さんの横には必ず母親の春美さんがいて、自身の事よりも娘である陽子さんの体調を案じている春美さんの姿は痛々しかった。しかしやがて陽子さんは看護師の仕事をやめ、24時間、鼻に呼吸器の管をつながなければならなくなつた。「外に出ると変な目で見られるのがつらくてね」と語る。医師の診断は石綿肺。管を外すと息苦しくなり、意識が遠のく。

クボタショックの起こる前から「これは石綿が原因だ」と言い続けた陽子さんだったがその声は誰にも通じなかつた歯がゆさを、今も繰り返し語っている。春美さんも、S 62年の頃から「管理Ⅱ」の石綿肺で続発気管支炎の合併症が有るにもかかわらず労災は認めてもらえなかつた。やつと労災認定されたのはH 17年のクボタショック後だったという。それは、所轄監督署の単なる無知だけなのか。信じられない話だが、その怒りをぶつける場所も無い。

春美さんは、徐々に悪化する体調に不安を感じながらも「娘をおいて死なれへん」と身近な人に語っていたという。自分も苦しいのに何時も娘の心配をしていた。春美さん

は極力自宅での生活を望み、陽子さんの傍にいることを願つた。しかし徐々に晴美さんは横になる事も出来なくなり、唇の色も失ってきた。1月16日、病院に行きレントゲン検査を受けると左右の肺の半分は水が溜まつていた。その事を振り替えると「どんなに苦しかっただろう」と陽子さんは涙した。そして入院から2週間余り経つた2月4日昼、愛する娘の身を案じながら、春美さんは苦しい闘いを終えた。

泉南アスベスト国賠の原告として先頭に立ち、頑張ってきた岡田さん母娘の姿は多くの人々の心に訴えた。H 22年5月の大坂地裁での勝利判決の時には「勝訴ではあるものの夫は帰つてこない。私たちも元気にはなれない。それでも(国)の責任を認めることができて良かった。全面解決まで頑張る」と声を振り絞っていた。自身は勝訴したけれども、娘の「環境被害」の訴えは退けられたのだ。同じ工場で曝露したにもかかわらず、母娘が分断された。

昨年8月25日の最高裁判決は、公害歴史にも残る「悪代官」の不当判決だった。一審で勝利したものの二審ではどん底に突き落とされた。岡田春美さんは、自身の事は勿論であるが娘の為に、渾身の力を振り絞ってこれまで生きてきたのだと思う。

泉南アスベスト国賠は最高裁に上告中だ。陽子さんは「大阪高裁裁判長は命を命と思わない人だった。だから冷たい判決だった。最高裁はきちんと審理し、冷たい人間が判断するのではないと信じたい」と最後に語ってくれた。

陽子さんは、私が帰路に付こうとすると

「2月は辛い月になりました」と言った。父親がH7年2月1日に亡くなり、母親がH24年2月4日に亡くなっているからだ。そう言って肩を落とす陽子さんに返す言葉が見つからなかった。

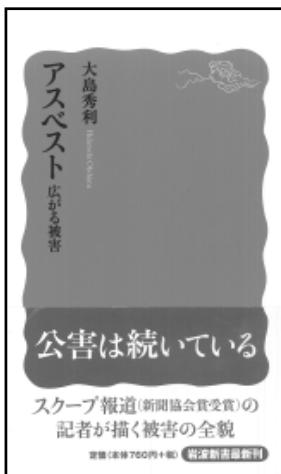
(9 ページの続き)

動が功を奏した形となり、結果として3名の元はつり工と3名の現役労働者から話を聞くことができた。

元職人のうち2名については管理区分申請が必要と思われるが、今まで行政や医師から「何もしなくてよい」というような対応をされてきたという。今後は医師の診断を受け、管理区分申請を行っていくことを予定している。

頑張って生きて欲しい。決して楽観できる状態ではないだろうが、ご両親の強い想いを受けて、お二人の命の分も生きて欲しい。春美さんのご冥福をお祈りするとともに、陽子さんのご健闘を心より願った。

現役の方々からは、地場のゼネコンと内地のゼネコンの安全衛生に対する認識の違いや、はつり業者で互助組織を作つて仕事が減つた現在の苦境を乗り越えようとする努力など、貴重なお話を伺うこともできた。これからも連絡をとりあって、一人でも多くの被災者の救済につながるよう取り組んでいきたい。(事務局:酒井恭輔)



アスベスト 広がる被害

大島秀利 著

高い断熱性や耐久性から、かつては”奇跡の鉱物”といわれたアスベスト。しかし今、その微細な繊維を吸い込んだことによる健康被害が広がっている。建築物など身近に潜む危険から、被害者の声、取るべき対策まで、アスベスト報道で新聞協会賞を受賞した記者が、取材の経緯も交えながら、その全貌を明らかにする。

- 岩波書店 岩波新書
- 定価 798円 (本体 760円 + 税 5%)
- 2011年7月20日

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み: Tel 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881

韓国からのニュース

■韓国タイヤの死の行列、対策作りを／労働界・政界「労働部は現場調査を」

韓国タイヤの労働者の死の行列が続いているとく毎日労働ニュースが報道して以降、韓国タイヤと政府に対する批判の声が続いている。

『半導体労働者の健康と人権を守る』(パノリム)は論評で「労働者の相次ぐ死亡で全国を騒がせた韓国タイヤの大田工場と錦山工場に、雇用労働部が特別勤労監督を実施した2008年5月以後、少なくとも20人の労働者が死亡したことが明らかになり、同期間にベンゼンなどの有機溶剤による労災を認められた労働者も2人いる」として「有機溶剤の長い潜伏期間を勘案すれば、今後被害者がどれ位出てくるのか憂慮せざるをえない」とした。パノリムは「作業環境の問題点を認め、責任を全うする姿勢を示せ」と要求した。

ホン・ヒドク統合進歩党議員も論評で「韓国タイヤに二度目の全面戦争を宣言する」と明らかにした。ホン議員は「韓国タイヤが労災で死亡した遺族たちを懷柔し、労災を申請した労働者に強制休職を断行するなど、手段と方法を選ばず労災を隠してきた事実が明らかになった」とし、「会社はこのような疑惑に対して、真実を隠すことなく明らかにしなければならない」と主張した。ホン議員は続いて「韓国タイヤは今年の売り上げと営業利益が大幅に増えると発表したが、このままで労働者の死と苦痛の上に立った結果に過ぎない」とし、「会社は苦痛を受ける労働者に対策を用意し、大統領の姻戚企業を守るのに必死の雇用労働部もやはり、机上行政でなく、韓国タイヤに対する特別

監督をもう一度行わなければならない」と強調した。

民主労総も声明で「2008年の最悪の殺人企業に選ばれた韓国タイヤは、その年に遺族たちの集団の行動を禁止する合意書を作成し、最近裁判所が韓国タイヤの労働者の集団死亡事件に対して、法人韓国タイヤに無罪を宣告した」として、「OECD 1位の労災死亡国という汚名は、企業と政府・裁判所の3角共助体系が産み出した結果」と批判した。2012年2月1日 毎日労働ニュース
ク・ウネ記者

■高校実習生の賃金をピンはねし、労災を隠した起亜車／労働部、未払い賃金20億ウォン摘発し、66件を刑事立件

昨年の12月、現場実習の高校生が脳出血で倒れた起亜自動車光州工場に、雇用労働部が特別勤労監督を実施した結果、労災の隠蔽や賃金不払いなど、法違反が大量に摘発された。

労働部は31日、起亜車が労災86件を公傷で処理した後に隠蔽し、現場実習生の残業・夜間・休日労働手当を支給していないなど、82件の法違反が発見されたと明らかにした。労働部は過怠金3億9200万ウォン(13件)を賦課し、66件は司法処理する方針だ。

特別監督の結果では、起亜車は現場実習生を労働者ではないとして賞与金13億1200万ウォンを支給せず、これらに支給する自己啓発手当を通算賃金から除外するやり方で超過勤労手当で2億7800万ウォンを払わないなど、総額17億6100万ウォンに達する賃金をピンはねしているとされた。光州工場の正規職に対しても、通算賃金に年次

有給休暇手当の差額を算入せず、2億7700万ウォンを不払いしたことも摘発された。合わせて正規職労働者(月平均435人)と実習生138人に対する延長労働限度違反の事例も発見された。起亜車が78人の18才未満の実習生を週60時間近く酷使させた事実も明らかになった。これらは労働部長官から認可を受けず、夜間・休日労働に不法に動員された。

労働部はこれと共に事故性災害14件を含む86件の労災隠蔽を摘発した。健康診断を実施しないなど、安全措置違反の事例も62件確認した。

一方、起亜車は「関連法の解釈上の違いがある部分もあるが、労働部の特別勤労監督の結果を謙虚に受け入れ、直ちに是正する」とした。**2012年2月1日 毎日労働ニュース キム・ミョン記者**

■政府、三星半導体で発癌物質の発生を確認…基準値以下? / 産業安全保健研、3社の事業場で

国策研究機関である韓国産業安全保健研究院が6日、三星電子など3つの会社の半導体製造事業場で、ベンゼン、ホルムアルデヒド、ヒ素、電離放射線など、1級発癌物質が発生しているとして、施設改善などの対策を指示した。

雇用労働部傘下の産業安全保健研究院がこの日発表した『半導体製造事業場の精密作業環境研究』によれば、2009年から3年間、三星電子、ハイニックス、フェアチャイルドコリアなど、白血病が発生した事業場と、類似の工程の事業場のウェハー加工ライン(5ヶ所)と半導体組み立てライン(4ヶ所)を対象に発癌物質を測定した結果、1級発癌物質であるベンゼン、ホルムアルデヒド、電離放射線、ヒ素などが、ウェハー加工ラインと半導体組み立てラインの一部の工

程で、副産物として発生していたことが分かった。ベンゼンは加工ラインで最大0.00038ppm、組み立てラインで最大0.00990ppm検出され、ホルムアルデヒドは0.004ppm(加工ライン)、0.015ppm(組み立てライン)、電離放射線は0.015ミリシーベルト/年(加工ライン、組み立てライン)、ヒ素は0.001~0.061mg/立方m(加工ライン)が検出された。産業安全保健研究院はベンゼンの検出量は曝露基準(1ppm)より低く、ホルムアルデヒド、電離放射線検出量もそれぞれ自然環境レベルより若干高かったり、個人曝露線量(エリート)限度より低いレベルだとした。研究院側は曝露基準より低いということは、一日8時間働く場合を仮定して、該当の作業場で一生働いても健康に問題がないレベルだと明らかにした。ただし、ヒ素は曝露基準(0.01mg/立方m)を超過していた。

しかし、2007年から半導体労災被害者を支援している『半導体労働者の健康と人権を守る』(パノリム)のコンユ・ジョンオク産業医学専門医は「基準値より低いから労働者の健康に影響がないというのは完全に間違っている」と指摘した。コンユ専門医は『民衆の声』との電話で「報告書全体を見ていないので気になる点が完全に解消した訳ではないが、発表内容だけを見れば、半導体工程の副産物として発癌物質が確認されたという点が大変重要だ」。「発癌物質を使わなくても発癌物質ができるという事実が今回確認されたもの」と話した。「『クリーンルーム』と呼ばれるウェハー加工ラインだけでなく、組み立てラインでも発癌物質が確認されたことが重要だ」とし、「半導体労災被害者の中で、組み立てラインで働いた者は労災認定を一人も受けられなかつたが、今回重要な根拠が出てきた」と評価した。

しかし、コンユ専門医はベンゼンなど発癌物質が基準値より低かったという産業安

全保健研究院の発表について「曝露基準の定義自体が『安全』と『危険』の基準を分けるものではない」として「健康に問題がないレベルという研究院の発表は間違っている」と指摘した。彼は発癌物質の『曝露基準』に関するアメリカの産業衛生専門家協会の定義を見れば、「ほとんどすべての労働者が反復曝露した時に健康に影響がないものとして、社会的に合意したもの」とし、「このために曝露基準以下でも問題が発生すれば、基準をどんどん低くしてきた」と説明した。曝露基準は絶対的に『安全』と『危険』を分ける基準にならないということだ。

一方、産業安全保健研究院の研究結果は、進められている三星半導体の労災承認訴訟にも影響を及ぼすものと予想される。

コンユ専門医は「2007年からパノリムなどから問題提起されて、半導体事業場での安全保健管理を強化したが、今回の研究は2009年から3年間で実施した結果だ。合理的に推論すれば、2007年以前には作業場環境がもっと危険だったんだろう」と話した。彼は産業安全保健研究院が発表した報告書の全部が公開されなければならないと指摘した。

コンユ専門医とイ・ジョンラン労務士などパノリムの活動家は、研究結果発表の記者会見場に立ち入りを試みたが、研究院側は『記者たちの質問の邪魔になる』として、出入りを許さなかった。**2012年2月6日 民衆の声 チョ・テグン記者**

■昨年の労災被災者9万3千人余、前年より減少／5300人余り減って…雇用労働部、産業災害現況を発表

15日、雇用労働部が発表した『2011年産業災害現況』によれば、昨年の産業災害者数は9万3292人で前年より5353人減った。災害に因る死者数は2114人で、同期間より86

人減少した。

産業災害率は2010年の0.69%から昨年の0.65%に0.04%、死亡万人率は同期間の1.55から1.47に0.08ポイント下落した。

産業災害の相当数は製造業で発生した。業種別産業災害現況を見ると、全被災者のうち35%に当たる3万2294人が製造業種で災害にあった。続いてその他事業(サービス業)32%(2万9736人)、建設業24%(2万2782人)となった。

事業場規模別には、全災害の82.4%(7万6885人)が50人未満の事業場で発生した。災害類型としては転倒(倒れる)が21%(1万9664人)で最も多く、狭窄(巻かれて・挟まって)17%(1万6046人)と墜落15%(1万3745人)等、3大多発災害が全体の53%を占めた。

労働部は産業災害減少の基調が続くようになり、災害が多く発生する50人未満の小規模事業場と新規事業場で、労災予防活動を集中的に行う予定で、安全保健基準違反に対する処罰基準も大幅に強化する。**2012年2月16日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者**

■『脳出血』実習生の労災承認

13日、メディアで勤労福祉公団・光州地域本部が起亜自動車の光州工場で現場実習中に脳出血で倒れ、2ヶ月間意識が戻らないキム某君に、労働災害が認められたという報道がされた。しかし労災承認は『当然』に過ぎず、このような事態が再発しないためには根本的に現場実習制度の改善が必要だという指摘がなされている。

勤労福祉公団光州地域本部は、○○実業高校(全南・靈光郡)3年生のキム君に対して、業務上疾病判定委員会を開いて審議した結果、13日に労災と認定した。勤労福祉公団は主治医と諮詢医師の医学的所見、現場確認と業務遂行内容、勤労時間などを総

合的に調査した結果、キム君が正規勤務の他に度重なる時間外労働などで脳心血管系の正常機能に明確な影響を受けたものと判断し、業務上疾病と認定した。

こうしたキム君の労災承認の知らせにリュ・ポンシク起亜自動車学生実習事故関連光州－全南対策委員会(以下対策委)執行委員長は「当然のこと過ぎず、問題は別にある」と話し、イム・ドンホン光州青少年労働人権ネットワーク執行委員長(光州工業高校教師)は「昏睡状態での基本的な措置がされる決定がされてよかったです」としながら、「現場実習生制度が根本的に変わらなければ、いつでも再発しうる問題」と教育当局の解決を求めた。

対策委と光州青少年労働人権ネットワークなどによれば、全羅南道教育庁と全教組全南支部が現場実習生制度改革の実務協議を進めている。

教育科学技術部が現場実習生制度に対する正常化指針(3学年2学期2/3以上履修の後に現場実習)を16市道教育庁に降ろし、これに違反する場合は強い制裁を加えないなら、現場実習を口実に他の市・道から学生たちを連れてきて使えるからだ。イム・ドンホン執行委員長はエムコ・テクノロジー・コリア(株)の場合、2007年に江原道から学生たちを連れてきて、現場実習させたことがあると指摘した。その他にも現場実習をアルバイト、偽装実習などの安い労働力提供から、教育目的での制度定着、実習前の労働人権と産業安全保健課程の履修の義務化、特性化高教師の労働人権と産業安全保健研修の義務化、現場実習に対する管理監督の強化と違反学校に対する制裁などが後押ししなければならないという指摘もある。

現在、全南教育庁と全教組全南支部は実務協議によって教育庁と○○実業高校の協約を正し、現場実習に送りだした○○実業

高校校長と担当奨学官などの懲戒などについて議論しており、16日の実務協議で現場実習実務指針の作成を始める予定だ。2012年2月16日 民衆の声 キム・ジュヒョン記者

■協力業者の安全問題、大企業が共に解決／労働部、安全保健共生協力事業推進

雇用労働部は28日「大企業が協力業者の安全保健改善活動に積極的に取り組むように、安全保健共生協力事業を推進する予定」だとした。労働部は「最近、有害危険業務のアウトソーシングが増加し、規模が小さい協力業者の努力だけでは災害予防の実効性を挙げるのに限界があると判断した」。

労働部はこれに伴い、来月中に大企業の申請を受けて、安全保健共生協力事業を推進する。事業に参加した大企業は協力業者と共に安全保健共生協力プログラムを作成し、協力業者に対する危険性評価事業を推進する。大企業は有害危険要因の管理・改善に必要な技術と予算を支援する。

労働部は事業に参加した協力業者が安全保健管理者を新規採用する場合、1人当たり最大1080万ウォン(1年)を支援する。外部専門家を含む協力事業審査委員会を構成して安全管理改善計画を審査・承認するなど、持続的に管理する計画だと明らかにした。

労働部は今回の事業に参加しない大企業に対しては、4月中旬に元・下請け集中監督によって安全保健関連法令遵守の可否を総合的に点検する計画だ。労働部労災予防政策課の関係者は「自発的な改善を進めるものの、協力事業に参加しない場合には、監督を通じて法違反事項を監視していく予定」と話した。2012年2月29日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者

(翻訳：中村 猛)

前線から

過重労働・パワハラによる心筋梗塞の責任を取れ

Yさん陳旧性心筋梗塞損害賠償裁判
証人尋問

大 阪

長時間労働による過労から、26歳で「陳旧性心筋梗塞」を起こして障害等級9級となったYさんのケースについて以前にも本誌2010年11~12月合併号で紹介したが、その後、事業主であるA社に対する損害賠償裁判が進行中である。2012年1月16日には、Yさん本人を含む証人尋問が大阪地裁で行なわれた。

証人はYさん本人、Yさんの父親、A社の社長、A社同僚の4人。

Yさんの長時間労働については、ほとんどタイムカードの記録が物語っている。退職する前の6か月を平均した時間外労働は月176時間、この長時間労働があったため、厚生労働省も最終的に自序取消でYさんの労働災害を認定した。

そのため、A社側の反論は、Yさんがこの記録どおりに働いていないというふうに事実を捻じ曲げようと必死になっている。

尋問でも証人に立ったYさんの父やYさんに対して、実際は事務所でタイムカードを打刻しないで寝ていたのではないかとか、仕事と関係のないことをしていたのではないかという質問を繰り返しあこなった。

また、証言にたった同僚も、残業はせいぜいあっても3時間ぐらいという証言を行なったが、被告側から提出された労働時間の表はその同僚自身が月に100時間の残業をしていたことを示していたので、原告側代理人の「100時間残業していますね」という質問に「繁忙期だったから」と言

い訳をおこなった。

また社長が倉庫で工具をぶちまけることがあったことについて、「整理整頓が悪いので注意するために行なった」と証言。さすがに裁判官もおかしなことだと感じたのか、「口で注意すればよいのではないか」と質問をしたが、「口で言つても後回しにされたので」とまたもや口裏合わせの言い訳をしていた。

社長の証言は、Yさんが残業中には一貫としていたの、寝ていただの事実に反することのオンパレードであった。また仕事ができていなかつたなどひどい証言を行なつた。

しかし、裁判官は「残業に対して具体的にあなたが行なつたのは口頭で早く帰宅しなさいという指導だつたということですか」としっかりポイントを押さえた質問した。また時間管理、健康管理はどうしていったかという質問も行なつたが、社長の返事はタイムカードもろくに見ていかつた、健康診断についても内容を見ていなかつたということをばく露した。

証人調べの後、裁判所は和解の提案を行なったが、雨田組が数百万円程度ならとんでもなく低い金額で回答をしていることから、これを改めてもらわなければ和解の成立は難しい状況にある。

和解がまとまらなければ4月16日に判決となる予定

である。

Yさんの障害は一見して分からぬが、心臓機能が落ちているために、一生激しい運動はできず、食事制限し、薬を飲み続けなければならない。

26歳の若さでこのような障害を負わされた責任、何年にもわたって過重な労働

をさせ、その間パワハラを行なうなど負担をかけた責任をA社にはしっかり補償という形で支払ってもらわなければならない。



アスベスト禍はなぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国との関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円



頸肩腕障害などの上肢障害認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。

編集 労働者住民医療機関連絡会議
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)

体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー
定価 1,995円(本体1,900円+税)

2月の新聞記事から

2/2 東日本大震災による精神的ショックや過労で休職した岩手県の教職員が11人いることが県教育委員会の調査で分かった。県内の教職員計約1万3800人対象に昨年11月末までに14日以上休職した教職員についてまとめた。

2/7 岡山県倉敷市潮通の水島コンビナート内のJX日鉱日石エネルギー水島製油所工場の海底トンネルで掘削作業中に水が流れ込み、下請け会社「弘新建設」と「弘栄建技」の2社の作業員6人が巻き込まれ1人は自力で脱出5人が行方不明。

2/14 厚生労働省の検討会はアスペストによる肺がんの労災認定基準について、大量に石綿が飛散する職場に5年以上いた人は医学的な証拠を求めずに認定するとの報告書をまとめた。同省は年度内にも通達で基準を改正する予定。検討会では現行基準を残したうえで、▽胸膜ブラークがなくても石綿吹き付け作業、石綿紡織、石綿セメント製造の大量に石綿が飛散する3作業の場合、従事歴が5年▽広範囲の胸膜ブラークがあれば従事期間が1年で▽びまん性胸膜肥厚を併発など新たな基準をまとめた。

09年2月にJR東日本社員だった新潟市西区の男性がうつ病で自殺したのは上司のいじめが原因として、男性の妻が上司に慰謝料約1000万円を求める訴えを新潟地裁に起こした。男性は07年10月からJR東日本新潟支社酒田運輸区副区長として勤務、区長からいじめを受けた。妻が同年10月、庄内労働基準監督署に労災申請したが認められず、10年12月に労働保険審査会に再審査を請求。同審査会は昨年11月に労災を認めた。

2010年11月に自殺したシステムエンジニアの男性について、渋谷労働基準監督署が過労による精神疾患だったとして労災認定した。男性は09年に東京都渋谷区のIT企業に入社し、ウェブ開発業務を担当。10年10月の残業時間は137時間、同月ごろ気分感情障害を発症したと認定した。

2/15 長時間労働などが原因で精神疾患を発症したとして、大阪市の男性が建設コンサルタント会社「建設技術研究所」に660万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は研究所側に440万円の支払いを命じた。裁判長は遅くとも02年12月に発症したのは同年の平均時間外労働時間が月約135時間だったことなどが原因だと認定。

2/17 原発の被ばく労働が原因で心筋梗塞を発症したとして労災申請し退けられた福岡市の梅田亮さんが、処分の取り消しを求める訴えを福岡地裁に起こした。梅田さんは1979年に日本原子力発電敦賀原発、中国電力島根原発で配管工事などに携わったが、作業効率を上げるためマスクや線量計を外して作業。まもなく突然鼻血が出たり全身倦怠に襲われ、00年に心筋梗塞を発症した。

2/21 「ワタミフードサービス」の従業員だった森美菜さん(26)が08年に自殺し、神奈川労働者災害補償保険審査官が長時間労働によるストレスが原因として14日付で労災認定した。08年4月に入社し神奈川県横須賀市内の店舗に配属され同年6月に自殺、深夜の調理担当で5月中旬まで1ヶ月の時間外労働は約140時間だった。

海上自衛隊佐世保基地所属の護衛艦「さわり」で99年に自殺した男性3等海曹(21)の妻子が国に、約1億1000万円の損害賠償などを求めた訴訟は地裁佐世保支部で和解が成立した。

2/22 アスペスト被害の救済を巡り、労働組合「ひようごユニオン」が退職者に企業との団体交渉権を認めなかつた県労働委員会の09年決定を取り消しを求めた訴訟で、神戸地裁は決定を取り消した。退職者の団交権を認めた昨年11月の最高裁決定に沿う司法判断。退職後24年目に組合に加入した男性の団交権も認めた。

愛知県豊川市の市職員の男性がうつ病で自殺したのは、自分の部下に対する上司のパワハラなどが原因と、妻が公務災害認定を求めた訴訟の上告審で、最高裁第2小法廷は、地方公務員災害補償基金側の上告棄却。パワハラとうつ病発症の因果関係を認めた2審名古屋高裁判決が確定。

ANAクラウンプラザホテル福岡の経理支配人が08年に自殺したのは過労が原因として遺族がホライズン・ホテルズに損害賠償を求めた訴訟の初弁論が福岡地裁であった。外資系の金融ファンドに買収された07年5月以降、時差の関係で深夜に届く英文の指示メールに追われ休みが取れず、08年12月ごろにうつ病に。自殺する前の半年間の残業時間は月100時間を超え、福岡中央労働基準監督署は昨年3月労災認定した。

2/23 新日鉄君津製鉄所で10年以上アスペストを扱った元従業員男性が、退職後発症した肺がんについて労災不支給処分の取り消しを求めた訴訟で東京地裁は処分を取り消した。男性は03年に肺がんの手術を受け労災を申請、07年8月肺に残っていた石綿が少量と認定されなかった。判決は「石綿を扱う業務に10年以上従事し、肺に石綿が残っていれば業務上と認めるのが相当」で「石綿小体の本数規定は、本来は従事歴10年未満の人を認定するための救済規定で、従事10年以上の労働者に要求するのは趣旨に反する」とした。

1998年こうつ病で自殺した京都市立下鴨中学校教諭角隆行さん(46)の妻が、公務災害の認定を求めた控訴審判決で、大阪高裁は一审京都地裁判決を取り消し地方公務員災害補償基金に認定を義務付ける逆転判決を言い渡した。裁判長は角さんが98年度、恒常に月80時間を超える時間外労働や休日出勤を行ったと指摘。

鎌倉市的心療内科のカウンセラーの女性が、院長からパワハラを受けてうつ病になったと藤沢労働基準監督署が労災と認めた。08年4月から「信愛クリニック」に勤務し、09年12月末診療方法に注意を受け、翌年1月から電話番の業務に変えられ、退職を求められた。院長はメールで「あなたは変態人格障害者」などと罵倒。女性は重度ストレス反応・うつ病で4月から休職した。

2/24 昨年5月、東京電力福島第1原発事故の収束作業中に心筋梗塞で死亡した静岡県御前崎市の配管工大角信勝さんについて、横浜南労働基準監督署は「短時間の過重業務による過労死」として労災認定することを決めた。元請けの東芝から4次下請けにあたる建設会社の臨時雇いで、11年5月13日から午前6~9時のシフトに入り、集中廃棄物処理施設の配管工事などを担当。2日目の14日午前6時50分ごろ、特殊のごぎりを運搬する途中で倒れた。2日間で計4時間弱の作業だったが、労基署は「防護服、防護マスクを装備した不自由な中での深夜から早朝にわたる過酷労働が、特に過重な身体的、精神的負荷となり心筋梗塞を発症させた」と認めた。